

高知県社会福祉大会会長表彰要領

(趣旨)

第1条 民生委員・児童委員、社会福祉施設・団体等の役職員、県市町村社会福祉協議会役職員、市町村母子相談員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、引揚者自立指導員、戦傷病者相談員、戦没者遺族相談員及びホームヘルパーで、その功績顕著な者並びに社会福祉活動が優秀な社会福祉協議会及び民生委員・児童委員活動が優秀な民生委員・児童委員協議会に対し高知県社会福祉大会会長（以下「大会会長」という。）がこれを表彰し、または感謝の意を表すにあたり必要な事項を定める。

(表彰・感謝の方法)

第2条 この要領による表彰または感謝は、毎年大会開催の時に行うものとする。

第3条 表彰または感謝は、大会会長名の表彰状と記念品または感謝状を贈呈してこれを行う。

(表彰該当者等の資格)

第4条 表彰の資格要件は、次の表彰区分ごとに定めるとおりとし、かつ大会会長の感謝状を受賞後、2年以上（当該年度の退任（退職）の場合はこの限りではない。）を経過した者とする。ただし、すでにこれと同程度以上の表彰を受けている者は、これを除くものとする。

(1) 民生委員・児童委員

ア 現職にあつて、その在職期間が12年以上、かつ役職の経歴を有していること。または、在職期間が15年以上で功績顕著な者とする。

イ アの役職の範囲は、市町村の場合は理事以上、地区(法定単位民協)の場合は副会長以上とする。

(2) 社会福祉施設、社会福祉事業団体

ア 現職にあつて、その在職期間が代表者は15年以上、理事、評議員等役員は18年以上、職員にあつては、20年以上で功績顕著な者とする。

イ 公立の社会福祉施設の場合は、事務職員は除く。

(3) 県、市町村社会福祉協議会

現職にあつて、その在職期間が代表者は8年以上、理事、評議員等役員は12年以上、職員（専任）にあつては、20年以上で功績顕著な者とする。

(4) 市町村母子相談員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、引揚者自立指導員、戦傷病者相談員、戦没者遺族相談員（以下「市町村母子相談員等」という。）

現職にあつて、その在職期間が１２年以上で功績顕著な者とする。

(５) ホームヘルパー

現職にあつて、その在職期間が２０年以上で功績顕著な者とする。

(６) 優良社会福祉協議会、優良民生委員・児童委員協議会

ア その団体の活動が他の範となる優秀な活動を行っていると思えられるもの。

イ アの団体の単位は、市町村単位のものほか、地区単位も対象とする。

(特別表彰)

第５条 前条の規定にかかわらず、災害等の活動で特に貢献した団体・個人に対し、「特別表彰」を行うことができる。

(感謝該当者等の資格)

第６条 感謝に該当する者の資格は、次の感謝の区分ごとに定めるとおりとする。

(１) 民生委員・児童委員

現職にあつて、その在職期間が９年以上で精勤した者とする。

(２) 社会福祉施設、社会福祉事業団体

ア 現職にあつて、その在職期間が代表者は１２年以上、理事、評議員等役員は１５年以上、職員にあつては、１５年以上で精勤した者とする。

イ 公立の社会福祉施設の場合は、事務職員は除く。

(３) 県、市町村社会福祉協議会

現職にあつて、その在職期間が代表者は６年以上、理事、評議員等役員は１０年以上、職員（専任）にあつては、１５年以上で精勤した者とする。

(４) 市町村母子相談員等

現職にあつて、その在職期間が１０年以上で精勤した者とする。

(５) ホームヘルパー

現職にあつて、その在職期間が１５年以上で精勤した者とする。

(資格の算定方法)

第７条 第４条及び第６条に定める資格の算定方法は、次のとおりとする。

(１) 現職の判定時期は、当該年度の４月１日とする。

(２) 在職期間の算定時期は、当該年度の４月１日とする。ただし、民生委員・児童委員については、委員の改選年度のみ、その算定時期を任期満了日の１１月３０日とする。

(3) 在職期間が中断されている場合は、それぞれの在職期間を通算するものとする。

(4) 非常勤職員の在職期間の常勤換算の方式は、次のとおりとする。
在職期間に4/5を乗じて得た年数とする。

(候補者の推薦)

第8条 各福祉関係団体等の長は、この規定に定める表彰または感謝に該当する者を候補者として順位を付し県社会福祉協議会長（以下「県社協会長」という。）に提出する。

2 県社協会長は、前項の規定により推薦のあった候補者の受賞資格を整理して表彰審査委員会の審査に付する。

(表彰審査委員会)

第9条 表彰または感謝該当者を審査するため表彰審査委員会をおく。

2 表彰審査委員会は、県社協会長から提出された候補者について、その功績の審査を行い大会会長に答申するものとする。

3 審査委員は、次の各号に掲げる者の中から県社協会長が委嘱する。

(1) 高知県の関係課長

(2) 福祉関係団体の長

(3) 県共同募金会役員

(4) 県社会福祉協議会役職員

附 則

1 昭和31年 1月17日制定施行

2 昭和44年 9月10日改正

3 昭和49年10月 1日改正

4 昭和59年 7月13日改正

5 平成 5年 9月 6日改正

6 平成 9年 7月 1日改正

7 平成10年10月30日改正

8 平成13年 9月18日改正

9 平成14年12月 5日改正

10 平成17年 4月 1日改正

11 平成18年 4月 1日改正

12 平成24年 4月 1日改正

13 令和 4年 4月 1日改正

14 令和 6年 4月 1日改正

15 令和 7年 4月 1日改正